府　　令

○内閣府令第十三号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　**直**人

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、水道及び工業用水道の整備並びに廃棄物の処理（次号において「教育及び文化の振興等」という。）」を「教育及び文化の振興等」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）のうち、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、水道及び工業用水道の整備並びに廃棄物の処理（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）に関すること。

附　則

この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○内閣府令第十四号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　**直**人

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第5及び第6（記載上の注意を除く。）を次のように改める。

第5　法第4条に基づく措置の実施状況（別表1及び別表2）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

［債務者が中小企業者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額										
うち、実行に係る貸付債権の額										
うち、謝絶に係る貸付債権の額										
うち、審査中の貸付債権の額										
うち、取下げに係る貸付債権の額										
信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額										

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

［債務者が中小企業者である場合］

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数										
うち、実行に係る貸付債権の数										
うち、謝絶に係る貸付債権の数										
うち、審査中の貸付債権の数										
うち、取下げに係る貸付債権の数										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数										
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数										

第6　法第5条に基づく措置の実施状況（別表3及び別表4）

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

［債務者が住宅資金借入者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額										
うち、実行に係る貸付債権の額										
うち、謝絶に係る貸付債権の額										